

## 藤沢市災害廃棄物処理計画の改定について（中間報告）

### 1 計画改定の趣旨

本市においては、市が被災することを想定し、体制整備など平常時の備えや発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を定めた「藤沢市災害廃棄物処理計画」を平成30年3月に策定しました。

現行計画は策定から約7年が経過し、この間、国では「災害廃棄物対策指針」を令和5年4月に、神奈川県においては「神奈川県災害廃棄物処理計画」を令和6年3月に改定しました。

また、令和6年能登半島地震等が発生し、災害対応における知見や教訓が蓄積されたことなどを踏まえ、災害廃棄物処理の対応能力の向上を図るため、「藤沢市地域防災計画」等と整合を図りつつ、「藤沢市災害廃棄物処理計画」を改定するものです。

### 2 計画の概要

#### （1）計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基本方針では、市町村は、平常時から、各地域の実情に応じて、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定するとともに、適宜見直しを行い、実効性の確保に努めるものとされています。

#### （2）計画の構成

#### 第1章 基本的事項

藤沢市災害廃棄物処理計画の目的、対象とする災害及び廃棄物、処理の実施主体や基本方針等の基本的事項を整理しています。また、本計画の被害想定、災害廃棄物処理に係る業務の全体像を示しています。

#### 第2章 組織及び協力・支援体制

災害廃棄物処理を行う上での本市の組織体制、府外関係機関との協力・支援体制、災害発生時に収集すべき情報や市民等への情報提供等について定めています。

#### 第3章 発災時の災害廃棄物等の処理

災害廃棄物の発生量、既存施設における処理可能量、各廃棄物の処理の考え方、収集・運搬、仮置場、損壊家屋の撤去・解体、環境保全対策等について定めています。

## 第4章 生活ごみ・避難所ごみ及びし尿の処理

災害時に発生する生活ごみ・避難所ごみ、し尿の処理について定めています。

## 第5章 事前の備え

災害が発生した際に円滑かつ迅速に災害廃棄物処理が実施できるよう、平常時より検討・対応しておくべき事項について定めています。

### 資料編

本市の人口及び家屋の動向等の本市の概要、災害廃棄物発生量、既存施設の処理可能量、仮置場の必要面積等の推計方法を整理しています。

### (3) 主な改定内容

項目	現行計画	改定案	理由
構成	第1章から第4章までの4章構成	第1章から第5章までの5章構成	現行計画の第3章「発災時の災害廃棄物の処理」を細分化し、被災によって発生する「災害廃棄物」を第3章に、被災に関係なく生活を送る中で発生する「被災者や避難者の廃棄物」を第4章としたため。
災害廃棄物発生量の推計	6,304,987t	3,791,837t	令和5年4月に国が改定した災害廃棄物発生量の推計方法を採用したこと及び令和7年3月に神奈川県地震被害想定調査が見直されたことに伴い建物被害棟数が減少したため。
本市施設における処理可能量	「施設の公称能力を最大限活用する」算出方法	「処理施設の稼働状況に対する負荷に応じた段階的な処理可能量」を算出する方法	災害時は、焼却炉の設計時に想定していない災害廃棄物が搬入されるため、炉の損傷が激しくなることから、補修等による停止期間を考慮した算出方法に変更したため。
仮置場の必要面積	可燃物: 積み上げ高さ3m 不燃物: 積み上げ高さ5m  1,028.145m <sup>2</sup>	可燃物: 積み上げ高さ3m 不燃物: 積み上げ高さ5m  1,643,895m <sup>2</sup>	現行計画は、被災現場からごみの持ち込みが完了するのを2年目とする撤去期間を設けているため、仮置場の必要面積は発生量の1/3分の面積となっている。改定案では、国の技術指針に基づき1年程度ですべての災害廃棄物を集めて、3年程度ですべての処理を終えることを想定しているため、必要面積は発生量の2/3分の面積となったため。

## 3 これまでの取組

### (1) 藤沢市廃棄物減量等推進審議会における審議経過

令和7年 7月 第2回審議会 改定1次素案の審議  
9月 第3回審議会 改定2次素案の審議  
10月 第4回審議会 改定素案の審議

### (2) パブリックコメントの実施

令和7年11月10日から12月10日まで

**4 今後のスケジュール（予定）**

令和8年 1月 第5回藤沢市廃棄物減量等推進審議会における改定案審議  
3月 計画改定、公表

**5 藤沢市災害廃棄物処理計画（改定素案）**

資料2のとおり

以 上

(事務担当 環境部環境総務課)